

社会福祉法人ハイジ福祉会 評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ハイジ福祉会（以下「本会」という。）の定款第 8 条の規程に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として会議 1 回につき、5,000 円を支給する。

(費用弁償)

第 3 条 評議員がその職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。但し、遠距離等のため宿泊を必要とする場合に限る。

2 前条の旅費の支給方法は、ハイジこども園旅費規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。